7 岐阜県公 \mathcal{O} 施 設 の設置及び管理に関する条例 \mathcal{O} __ 部を改正する条 例 0 VI

する。 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例 \mathcal{O} 部を改正する条例を次のように定めるも 0 لح

令和四年九月十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県公 \mathcal{O} 施設 の設置及び管理に関する条例 \mathcal{O} 部を改正する条

ように改正する。 岐阜県公 の施設 の設置及び管理に関する条例 (昭和三十九年岐阜県条例第一号) 0) 部を次の

るための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設」を削る。 別表第一 岐阜県立ひまわ り \hat{O} É. の項中 「及び障害者の 日 常生活及び社会生活を総合的に支援す

第三号中 第四号とし、 者」を削り、 第三号を削り、 別表第三岐阜県立ひまわり 「のうち入所施設」を削り、 同号を同欄第三号とし、 同項管理の基準の欄第一号中「のうち入所施設」 同欄第四号中「及び知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である の丘 (以下この項において 同欄第五号中 同号を同欄第二号とし、 「前各号」 「施設」という。 を削り、 を「前三号」に改め、 同欄第四号を削る。 同欄第二号を削り、 \mathcal{O} 項業務の範 同号を同欄 囲 同欄 0

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提案説明

岐阜県立ひまわり \mathcal{O} 丘 \mathcal{O} 障害者支援施設を民間に移譲するため、 この条例を定めようとする。